

◇===== [第74号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報 2024年9月1日

◇=====◇

今日9月1日は防災の日です。1960年に定められました。よく知られているのは関東大震災が発生した日であるということですが、制定の理由としてもう一つ暦の上で二百十日にあたり、台風シーズンを迎える時期に当たることが挙げられていることはあまり知られていないかもしれません。

今回はこの原稿の執筆時点で近畿地方に到達している台風10号を念頭に、改めて気象災害と人類の活動(つまり温暖化問題)の関係について考えてみたいと思います。

☆===== [時事解説] =====☆

台風10号は「これまでに経験したことのない」と表現される台風です。それは勢力(中心気圧・雨量・暴風・降雨範囲など)が過去最大級のものであるということに加えて、移動速度が遅いことと進路予測が難しいといったことも含まれているように思います。

すでに死者6名・負傷者125名・行方不明1名といった人的被害が発生¹し、多くの家屋や施設に被害が及んでいます。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

今回の10号のような大型の台風の発生は、地球温暖化の過程で必ず発生するだろうと予告されていたものでした²。台風は西太平洋低緯度水域において海面が暖められて水蒸気が発生し、うずを巻く上昇気流が生まれ、周囲の水蒸気を多量に含んだ大気を取り込んで成長します。したがって地球温暖化が大型の台風を発生させる要因になることは自明のことでした。

今回はその予告が現実のものとなったということですが、今回私たちが目にしたのは「台風が巨大化するとどのような事象が生じるのか」ということの一つの例だったと思います。

その一つは遠隔降雨と呼ばれる現象でした。今回は台風の中心が九州地方にあったにもかかわらず、東海・関東地方に次々と雨雲が流入し、所によっては線状降水帯が発生、大雨となり被害も出ました。これまでのように「台風の被害は強風圏内」という思い込みは通用しなくなったのです。気象現象の大規模化は、台風の脅威をはるかに拡大させたと言えるでしょう。

¹ NHK 8月31日3時29分現在。

² 平成17年度 国土交通白書 のコラムでも「海上(地上)の最大風速が45m/sを超えるような非常に強い熱帯低気圧の出現数については、地球温暖化に伴って増加する傾向があるとされており、災害が全体として激化することを想定することが重要と考えられます。」と記していました。

<https://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h17/hakusho/h18/html/H1012c10.html>

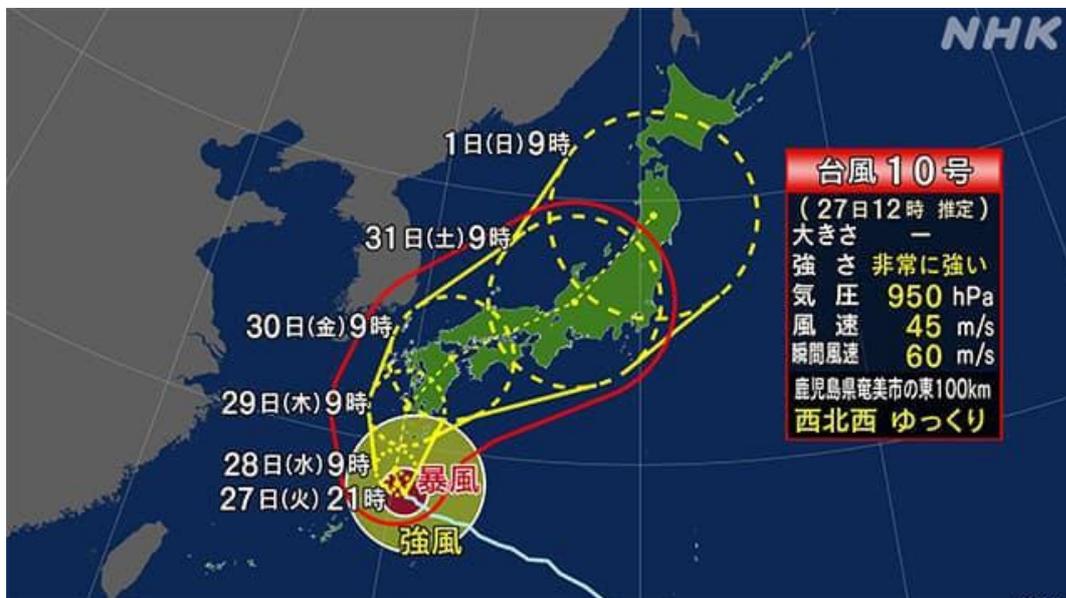
今一つは台風本体の動き方です。10号は動きが遅いことと進路が定まらないという特徴を持っています。これが10号に特有なものなのかどうか、検討の余地があると思います。

今回の台風10号の低速・迷走の原因は何だったのでしょうか。

10号の進路予測は、当初発生場所から北上して、近畿・東海地方に上陸というものでした(22日午後6時現在)³。



しかし予想進路の発表ごとに進路は西に変化し、結局奄美大島から九州に向かうことになりました⁴。

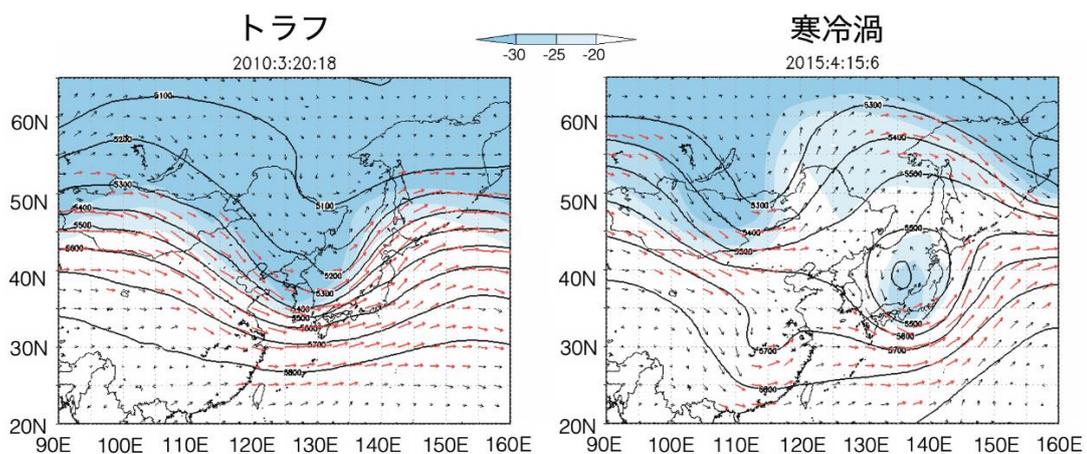


この原因として気象庁が挙げたのが、台風西側に位置した寒冷渦の存在です。寒冷渦とは何か。JAMSTEC(国立研究開発法人海洋研究開発機構)の解説を見てください。

³ <https://www.nhk.or.jp/shutoken/articles/101/010/80/> (図も)

⁴ <https://www.nhk.or.jp/shutoken/articles/101/010/80/> (図も)

「寒冷渦は低気圧の一種で、特に対流圏の中層～上層(地上約 5000～10000m)に発生するものを指します。平均的な特徴は、直径にして 500～2000 km 程度、寿命は 2～4 日で時には 10 日以上生きます。移動速度は 10m/s 程度で準定常的と表現されます。基本的に寒冷渦はトラフと呼ばれる現象より生成します。トラフとは同高度で卓越する偏西風が赤道方向へ蛇行した領域を指し、蛇行が不安定となると千切れて渦巻くように寒冷渦は生成します(下図参照)。この過程は力学的にはロスビー波の碎破と関連付けられます。その際に偏西風北側の寒気を内部に閉じ込めるため寒冷渦は寒気核を形成します。冷たくて重たい空気が上空を漂うので、直下の大気は不安定となり、降水や雷雨、時には竜巻を伴うなど様々な悪天をもたらします。また温帯低気圧、梅雨前線、台風などとも相互作用します。」⁵



つまり、偏西風の蛇行と北上という条件が10号迷走の原因となったわけです。そしてこの現象の背後にも地球温暖化の影響があります。

まず寒冷渦の発生の原因となる偏西風の蛇行は、極地の温暖化にあることが判明しています⁶。

ジェット気流の形成は次のように行われます。

「赤道は両極よりも太陽エネルギーの吸収量が多いため、暖かい空気が赤道から上昇し、成層圏に達して両極の方へと広がる。地球の自転の影響で3つの連動した大気循環系ができる。循環系の中の気圧差を等しくしようとする作用が働いて、境界に沿ってジェット気流が生じる。」

少し詳しく言うと、赤道付近のハドレー循環(概ね北緯30度まで)、中緯度地帯(30度～60度まで)のフェレル循環、高緯度地帯の極循環があり、それらの境界に亜熱帯ジェット気流と寒帯ジェット気流が生み出されます。このうち極地方の温暖化により、フェレル循環と極循環の温度差が減少することで、寒帯ジェットの流速が衰えます。そして流体力学の法則に従って、流速の弱ま

⁵ https://www.jamstec.go.jp/apl/hotspot2/terms/cut_off_low.html (図も)

⁶ 日経サイエンス 2015年3月号 「異常気象を招く 暴れるジェット気流」
 なお、この段階ではジェット気流の蛇行の要因として自然変動(エル・ニーニョやラ・ニーニャなど)の可能性も指摘されていたが、2018年5月の同誌「加速する北極融解」ではジェット気流の蛇行の原因は極地域の温暖化によると一本化されています。

った寒帯ジェットは蛇行を始めるのです。

また10号の停滞の原因となったジェット気流の北上は、ハドレー循環やフェレル循環が低緯度地帯の海水表面温の上昇によって活発化・拡大化することで、起こったと考えることが妥当です。

つまり巨大台風の迷走は、巨大台風を生み出したのと同様に地球温暖化に起因するものであるということが言えるでしょう。

また遠隔地降雨については巨大台風につきものの現象であることがわかります。その理由です。

そもそも高気圧は、暖かい空気が上昇した後、冷やされて下降してくる位置に形成されます。台風10号のように巨大な台風の場合、水蒸気とともに上昇した（または吹き上げられた）大気量も膨大となります。それが台風の西側または東側に吹き降ろすことによって強い高気圧を生み出すこととなります。

つまり巨大台風はその東西に自ら障害物（高気圧）を作って自らの進路を南北方向に設定することになるわけです。そして台風の回転方向に従って、南から大量の蒸気を含んだ大気を東側の障害物（高気圧）の縁に沿ってきた方向に押し出します。これが遠隔地降雨の原因です。

こうしてみると今回の10号、日本経済新聞は「まれに見る水蒸気的大量流入」⁷と評したわけですが、その評価は正しくないのではないかと思います。

今後とも温暖化が続くのであれば、今後発生してくる巨大台風は今回の10号と同じようなメカニズムを備えている可能性は極めて強いと考えておくべきではないかと思えます。台風10号は、地球沸騰化の時代の標準的な台風のプロトタイプとして記憶するべきものなのかもしれません。

では今後ともこのような甚大な災害を私たちは甘受しなくてはならないのでしょうか？ 「否」です。

私たちは社会の総力を挙げて脱炭素化を図らなくてはなりません。そのためには資本主義という経済制度から一日も早く脱却することが必要です。企業が経営効率のためにいまだに石炭火力に依存する事態に手をこまねいている経済の仕組みは、早急に解消されるべきです。

☆＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝☆

●＝＝＝＝[再論 唯物論的社会契約論 下書き]＝＝＝＝●

今回は「自由な個人」という考え方に基づいて社会の秩序を編成する際に強力な手段となった「法律」について考えていくことにします。「法」についての常識もまた、驚くほど誤ったものだということを白日の下に晒しましょう。

⁷ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD304R40Q4A830C2000000/>

「法とは何か」という問いは、法の定義を求めるものです。簡単な話のはずなのですが、法律の解説書をも「法とは何々である」と明確に記した書籍にお目にかかったことがありません。法律関係の書籍はごまんとあると思いますが、そのどれか一冊にでも法を明確に定義したものがあられるのかもしれませんが、おそらくそのような書籍は存在しないと思います。

これは勘で言っているわけではなく、現代において法がどのように理解されているのかをみれば、「法とは何々である」と言い切れない事情が見えてくるのです。はっきり言うと、今日の法学は法律を人と人の約束事だとみなしているようなのですが、この前提に立ってしまうと法の正当性を証明することができなくなるので、立法過程や社会規範との関係、あるいは人倫、道徳といったものとの整合性をとるために、あれやこれやと小難しい議論を寄せ集めて、かろうじて学術としての体面を保てるようなものに仕上げているというのが今日の法学というものらしい。

こう言い切ってしまうと日本はおろか世界の法曹界を敵に回してしまうことになりませんが、別にかまいません。逆立ちしている法学者など恐れる必要などどこにもないのです。もっとはっきり言いましょ。今日の法曹界の人間はだれ一人として「法とは何か」という問いの答えを知りません。

ここで前回指摘した「自由な個人」という考え方の問題について思い起こしていただきたいと思います。

「自由な個人」とは、社会のシステムを力あるものが利用するための架空の存在だったと指摘しました。その架空の存在をあたかも自然的な存在であるかの如く論理に組み込んだのが社会契約説だったわけです。その理論を現実的なものに見せるために、個人間の契約で社会(国家)を作り上げたのだと、観念論的社会契約論者たちは主張したわけです。その際に契約の具体化こそが「法律」であったわけです。それゆえに、今日法律というものを個人間の約束事とみなすことは、観念論的社会契約説を信奉する者たちにとっては不可欠の前提とならざるを得ないわけです。

しかし、「法」を人と人の約束事としてしまうと、土台が間違っているために、様々な不都合が生じざるを得ません。

一例をあげると、「なぜ人を殺してはいけないのですか?」という問いに答えられなくなるというものがあります。浜林正夫氏が『人権の思想史』という著書の冒頭で次のように記しています。

「なぜ人を殺してはいけないのか」という質問が、あるテレビ番組で一人の高校生からでたとき、とっさに答えられた人は誰もいなかったという話を読んだことがある。この高校生の質問はいろんな人にショックを与えたらしく、大

江健三郎氏、灰谷健次郎氏など何人かの人がこの質問にふれた文書を書いているが、私はこの質問に答えることが人権の思想の基本問題だと考えている⁸。

この問題提起の後、浜林氏はトマス・ホッブスの説を手始めに、社会契約説の解説を始めるわけですが、その踏み込んでしまうと時間がありませんので割愛します。ただ観念論的社会契約説の立場からは、人と人の約束だから人を殺してはいけないのだという話になってしまわざるを得ないというのが結論になります。つまり「法律で決まっているから殺しちゃいけないのです」的な結論にならざるを得ないわけです。

では法律で人を殺してもいいと決めれば、人を殺してもいいのでしょうか？

結論から言うと、「よいのです」ということになってしまいます。現在の日本でも人を殺してもよいことになっています。信じられませんか？でもそれは事実です。刑法という法律に死刑という刑罰が規定されているのですから。

このように法律に定めてあれば、それは正しいのだという考え方をする人は多いのです。法律を守ることこそが正義なのだと。

これについてカール・マルクスはこんな風に言っています。

「それゆえ、国家は支配階級の諸個人が彼らの共通の利害を主張し、その時代の全市民共同体がそこに集中する一つの形態である。それに続いてあらゆる共通の制度が国家によってまとめられたという事が、政治的形態を保持する。それゆえ、法律が意思に、しかも彼らの現実の基礎からもぎ離された自由意思からのものだと言う事は、錯覚に基づいている。正義が法律によって制約されているというのも全く同様である。」⁹(筆者訳)

法律が人と人の約束事だとする理論では、こんな論理矛盾も生じます。

「法の支配」という言葉をよく耳にしますか、人と人の約束が法ならば、そのようなものは存在しえませんが、それは法律の正当性にもかかわる問題なのですが、これについては次回に持ち越してご説明することにします。

●=====●

◆===== [コラム] =====◆

お米の流通量が不安定になっているとの報道がされています。筆者も自らの手で水稻栽培ができるようにしたいと思っておりますが、生業として取り組むのは難しいと感じています。

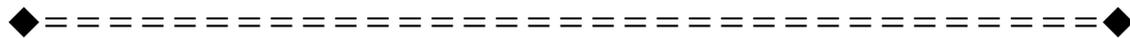
自民党などの農業政策を見ると、生産の効率化を図ることを柱としているようですが、はっきり言ってそれが可能なのは平野部の大規模な水田を占有でき

⁸ 浜林正夫『人権の思想史』2頁、1999年、東京、吉川弘文館

⁹ カール・マルクス「ドイツイデオロギー」S,63。

る大規模農家(農業法人)くらいのものでしょう。中山間地域では平らで広い水田を作ること自体が物理的に不可能なのです。生業としての農業が成り立たないのなら、生産者は減少し、コメの生産量は減少する一方とならざるを得ません。

政府は国民の安全を守ると詐称して国防費を増額するつもりようですが、国民の命を支える食料の安定供給を保障するために、農業を支える予算に回すべきです。



【活動報告】

特にありません。

次回は10月1日に発行の予定です。